

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第5回委員会

議 事 錄

開催日時 令和7年11月17日(月) 15時

開催場所 大分市府内町3丁目5番7号
大分県水産会館5階 研修室

第23期大分海区漁業調整委員会第5回委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月17日(月) 15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 須川直樹
高瀬亮子
渡邊英敏
阿部義広
渡邊満晴
畠中順子
小野裕佳
岡崎都
桑原保徳
鳴海美代
本庄新
阿部貴史(会長、議長)
近乗美信

欠席委員 笛吹理絵
濱田貴史

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、野田主査、甲斐主任

農林水産部 大塚審議監

漁業管理課 利光主事

4. 議事録署名委員 本庄新、畠中順子

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第2号議案 宝石さんごの採捕禁止について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

6. 審議概要

事務局長

ただいまより、第23期第5回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願ひします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中13名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに大塚農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

大塚審議監

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。大塚審議監につきましては、業務重複のためここで退席します。

議事に入ります前に、資料の確認をいたします。本日はタブレットを用意できなかつたため議案書については、紙で用意しております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。

議長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。本庄副会長と畠中委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の2ページをご覧ください。

知事許可漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。また、許可の有効期間を、大分

県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

3ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

4ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るもので。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回公示するのは山口県漁業者が本県海域で行う「小型機船底びき網漁業手縕第2種こぎ網漁業」と本県漁業者が豊前海及び別府湾で行う「小型機船底びき網漁業手縕第2種こぎ網漁業」です。まず、山口県漁業者が本県海域で行う「小型機船底びき網漁業手縕第2種こぎ網漁業」についてご説明します。この漁業は、海底に沈めた網を曳航し、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は、表の2列目にありますとおり、「えび類、雑魚」です。

従来より、山口県との協定に基づき相互に入漁しているもので、今年も協定が更新されましたので、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、1月下旬頃を予定しております。

次に、本県漁業者が行う「小型機船底びき網漁業手縕第2種こぎ網漁業」についてご説明します。漁法については山口県漁業者によるものと同様です。香々地地区の漁業者から豊前海を操業区域とする同漁業について、日出地区の漁業者から別府湾を操業区域とする同漁業について、それぞれ新規許可の要望があったことに伴うものです。

ここで、新規許可の考え方についてご説明します。下の「許可の追加について」をご覧ください。

許可する船舶の数に上限を設けている漁業の場合、大分県漁業調整規則第11条第2項の規定に基づき、申請期間を1ヶ月に限

定し、申請を受け付けます。これは公示した数を超える申請があったとき、申請書の提出順ではなく、許可の基準に基づき許可する者を決定するためです。そのため、追加で許可を行うためには、その都度制限措置及び申請期間の公示が必要となっています。豊前海を操業区域とする「小型機船底びき網漁業手縡第2種こぎ網漁業」の許可隻数の上限は82隻ですが、既存の許可隻数が70隻ですので、残り12隻まで許可が可能な状況となっています。同様に、別府湾を操業区域とするものの許可隻数の上限は107隻であるのに対し既存の許可隻数は90隻ですので、残り17隻まで許可が可能な状況となっています。

次のページ（P5）をご覧ください。県外入漁の状況です。詳細な状況については前回の委員会でご説明しておりますので省略しますが、山口県との小型機船底びき網漁業については、本県から12隻、山口県から61隻の相互入漁となっており、これが今回議案の対象です。

次のページ（P6）をご覧ください。大分県漁協から県知事に提出された要望書を掲載しております。香々地地区漁業者から要望がなされていることがわかります。同様に、8ページに日出地区の漁業者からの要望について大分県漁協から県知事に提出された要望書を掲載しております。

次のページ（P9）をご覧ください。「3 本件公示の制限措置の内容」です。

まず、山口県漁業者が本県海域で行う「小型機船底びき網漁業手縡第2種こぎ網漁業」です。表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、「手縡第2種こぎ網漁業」で、右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、現行の協定に基づき「120隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、12ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、周防灘三県に関する海域を示したもので、斜線を引いた区域が、福岡県・山口県・大分県の3県共通海域で、灰色で着色された区域が、今回公示する許可に関する大分県海域です。今回の大分県知事の許可により、山口県漁業者は灰色で着色された

区域で引き続き操業できることとなります。

9ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「4月1日から翌年の3月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「山口県知事から小型機船底びき網漁業手続第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者」です。この許可に関する協定を13ページに掲載しておりますのでご覧ください。こちらは、大分県・福岡県・山口県3県での合意事項であり、各県の管轄海域の区域、許可の操業区域等を定めています。17、18ページは区域を示す各点の位置を示す文言を記載しており、24ページは、大分県と山口県との合意内容となっております。

次に、28ページをご覧ください。本県漁業者が行う「小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ網漁業」です。先ほども申し上げたとおり今回は追加の許可となるため、漁業を営む者の資格に要望のあった香々地地区を含む「2-1-1」及び日出地区を含む「2-1-2」が対象の制限措置です。左から3番目の欄「許可等をすべき船舶の数」は豊前海を操業区域とする「2-1-1」は「12隻」、別府湾を操業区域とする「2-1-2」は「17隻」とし、それ以外の制限措置については従前のとおりとなっています。

33ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。

今回公示する許可は、許可する船舶の数に上限を設けているため、申請期間は1ヶ月間に限定されます。山口県漁業者の行う「小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ網漁業」の申請期間は令和8年2月2日から3月2日まで、大分県漁業者の行う「小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ網漁業」の申請期間は令和7年1月21日から令和7年12月21日までとしています。申請期間については以上です。

次のページ（P34）をご覧ください。「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調

整規則第15条第1項の規定に基づき、本日説明した漁業はいずれも原則5年間とされています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

山口県漁業者の行う「小型機船底びき網漁業手縕第2種こぎ網漁業」の有効期間について、県外入漁はいずれの漁業も、毎年漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の内容について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同様に1年間に短縮します。

大分県漁業者の行う「小型機船底びき網漁業手縕第2種こぎ網漁業」の有効期間は既存の許可の満了日と合わせるため、豊前海を操業区域とするもの及び別府湾を操業区域とするもののいずれも令和8年5月10日までの約4か月間に短縮します。既存の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

最後に「6 海区委への諮問」ですが、ここまでご説明しました、制限措置及び申請期間の公示に当たっては、海区委の意見を聞くことが漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第42条第3項で定められており、これに基づき諮問をしています。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありますか。

渡邊(英)委員

許可の内容で山口県からの入漁に関してなんですが、今隻数がどんどん減っているんですが、これからどんどん減ると思うんですが、許可隻数が多いというのはむこうから申請があれば許可を出す、という状況にあるんかな。

前は、豊前海は入漁をすべて拒否するという時期があった。それというのが、うちから山口県に行く船が無くて、山口県の船がうちのすぐ4,000メートルくらい沖をクルマエビが取れる時期に自分たちは祭りで漁いでらんのやけど、山口県の船が許可を持つ

ていない船と一緒に混ざって来る。それでクレームが出て、ということで。それで時期がずれていくにつれて、クルマエビの漁獲が少なくなつて、船が少なくなつたんやけど、その時はまだうちには許可を申請していないという状況。うちからクレームとして山口県の許可を取り上げてくれ、というのを何べんもだしちょつて、それを許可を出したものはなかなか取り上げられんということで、それをずっと何年も続けよつて、じゃあ山口に入る許可をこっちで申請して、ということでなだめたんやけど。

今実際的に、山口県の方に行く船というのがないんよな。福岡県もそうなんやけど、目合の関係があつて、福岡県としては大きい目でやりたい、要は一人で操業するんで小さいエビを獲つてもよりこなさないということがあつて。うちも大体そんなんやけど、山口県は小さいエビを専門で獲る漁業者が多くて、15節より大きい目がつかわれんのかな。そんなんがあるんで、そこの許可を出すのを変えていくことはできるんかな。隻数が減つていきよんので少なくして。

今、実際でちよんのは少なかつたんやないかな。70隻くらいか。

事務局長 資料の5ページですね。現在の入漁許可の状況というのが中段にあつて、表の方にも記載されてますが、今山口県から来ているのは61隻となっています。

渡邊(英)委員 隻数を、今認めている数というのを65にするとかにはできないんかな。話し合いとかで。

事務局次長 各県で話し合つて合意できれば隻数を減らしていくことはできると思います。

渡邊(英)委員 この場合は、福岡を交えて3県で話し合いをせんといけんやろ。

事務局次長 そうですね。

渡邊(英)委員 やけんそれは可能ということやな。

事務局次長	そうですね。話し合いをすることは可能です。相手の県が何て言うかは分かりませんが。おっしゃるように実際120隻の半分くらいなんで、それを話していくことはできないことではないと思います。
渡邊(英)委員	山口県の漁業者は会議の時はあんまりしゃべらんのよな。普通のときやつたらよく話してくれるんやけど。
議長	他にご意見もないようですので、第1号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。
委員一同	異議なし
議長	異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。
議長	次に、第2号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」を審議します。事務局から説明してください。
事務局長	<p>議案書の35ページをご覧ください。</p> <p>第2号議案「宝石さんごの採捕禁止について」ご説明します。</p> <p>宝石さんごは、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰しており、本県においても宝石さんごを対象とした採捕が行われれば、貴重な資源の減少や漁業調整上のトラブルの発生が懸念されることから、水産庁の技術的助言に基づき隣県と協調して規制を強化する必要があります。</p> <p>現在、令和7年12月31日までを有効期間とした委員会指示を発出していますが、引き続き規制を継続する必要があることから、令和8年1月1日から同年12月31日までの1年間を新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。</p> <p>なお、大分県漁業協同組合長からも同様の趣旨で要望書が提出されており議案書の36ページに掲載しています。</p> <p>次の37ページをご覧ください。これは、平成27年10月に水産庁から発出された「国内の宝石サンゴ資源の管理について」</p>

の技術的助言です。中程にある「1. 背景」のところでアンダーラインで示していますが、宝石さんごは1年間で0.2mm程度しか成長せず、一旦、資源が減少してしまうと、その回復に非常に長い時間がかかります。

さらに日本近海での中国船による密漁も注目を集めたことから、この技術的助言がまとめられたものです。

次の38ページをご覧ください。一番上の「2. 漁獲努力量の凍結」についてですが、「（1）現状以上の数の許可を発給しないなど、総漁獲努力量が増えない措置をとることとする。」とされています。

39ページをご覧ください。「6. 一般採捕の禁止」ですが、「現在、規則に基づく規制が設けられていない場合、速やかに関係海区委員会の指示で禁止するなどの措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行う。」とあります。

本県ではさんご漁業の実態はなく、許可制に移行する予定もありませんが、農林水産研究指導センター水産研究部が過去に行った調査により、宝石さんごの存在が確認されていることから、当該技術的助言に則って平成28年から委員会指示を発出しているものです。

41ページをご覧ください。全国の状況について掲載しています。

青色と水色で示した1都5県は許可制を導入済みとなっております。本県を含めた黄色の10県は委員会指示による規制を導入しており、このうち千葉県は、令和2年に委員会指示から調整規則による禁止に変更しております。なお、赤色で示した2県については、管理の強化が不要との判断をしています。

直近の状況ですが、水産庁に確認したところ、國の方針については変更ないとのことです。また、他県の状況についても変更がないことを確認しています。

次の42ページをご覧ください。委員会指示案を掲載しています。

漁業法第120条第1項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止するとし、ただし書きで本委員会の承認を受けた場合は、この限りではないとの適用除外の規定を設けます。

本委員会による承認等については、漢数字の1から11まで定

めますが、現行の委員会指示の内容から変更はありません。漢数字の12、指示の有効期間は令和8年1月1日から同年12月31日までの1年間とします。

参考として43ページ以降に取扱要領を添付しております。こちらも昨年度のものから内容の変更はありません。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第2号議案についてご意見、ご質問はありませんか。

本庄副会長

けっこう長く委員会指示が続いていると思うんですけども、委員会指示の趣旨っていうのは、やっぱり見直しができるように1年ごとに出すということですけど、この場合は成長も遅いし、すぐに解禁しますよって話には多分ならないと思うんですよね。

ということになると、他県でやっているように許可制に移行するというのも十分考えられるなと思うんですけど、そこらへんの検討は隣県としたことがありますか。

甲斐主任

これについては、毎年各県の状況を水産庁とかを含めて確認しているところで、さっき地図をお見せしたと思うんですけど、ここ数年変化がないという状況でして、他県とも具体的に指示から変更することを検討されているか、みたいな議論についてはまだできていない状況です。

本庄副会長

資料39ページの6にあるように、規則での規制について検討を行いますと書いてあるんですけど、ここらへんはまだできないということですね。

前の期から質問させていただいているんですけど、委員会指示によって規制するものというのはあまり長期になるとどうなのか、ということがありますよね。

内田前会長が会長を務められていたころに、いつからこの委員会指示が続いているんだ、というのをきちっと明記しろというようなことがあって、今日はさきほど事務局長が平成28年からやつてますと、きちっと言われたんで良く分かったんですけど。

そういう形で、長くなっているものについては、もう少し上位の規制をかけることが必要かどうかについては、改めてまた機会

があればお願ひしたいなというように思いました。以上です。

議長 他にご意見もないようですので、第2号議案は、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

議長 これで議案については全て終了しました。
次にその他の報告事項ですが、①の「外国法人の子会社による個別漁業権の取得について」事務局から報告して下さい。

事務局長 議案書の54ページをご覧ください。8月27日に開催されました前回の第23期第4回委員会で質問があった事項のうち、後日回答するとしておりましたものについて、本日回答をするものです。

次のページ（P55）をご覧ください。「1 前回委員会における質問の概要」です。須川委員から質問のあったものですが、外国の資本が入った企業が個別漁業権を取得した場合において、漁場環境を毀損するなどの問題を生じる可能性がある。漁業権免許の適格性との関係で、どういった制度となっているか。という趣旨の質問でした。

「2 前回委員会における回答の概要」ですが、前回の委員会で事務局から回答しました内容を議案書に示しています。4つ目の点で、外国人漁業の規制に関する法律、通称「外規法」と言いますが、これについては後日回答としておりました。この部分について、本日ご回答するものです。なお、質問者の須川委員には9月5日に直接回答しております。

次のページ（P56）をご覧ください。「3 外国人漁業の規制に関する法律の概要」です。外規法のうち、本件に関連する主要な部分を引用しています。ポイントを資料の下部にまとめており、3点ございます。

まず、外国人及び外国法人による漁業は禁止となっています。ここでいう「漁業」は天然の魚を漁獲する漁船漁業だけでなく、

養殖業も含まれます。

次に、「外国法人」とは、外国の法律に基づいて設立された法人をいいまして、外国法人の子会社であるとしても、日本の法律に基づいて設立された法人は「外国法人」には含まれません。そのため、日本法人、すなわち日本の法律に基づいて設立された法人であれば、外国法人の子会社であっても、外規法による規制は適用されません。

最後に、漁業を目的とする在留資格で在留するなどの例外を除き、個人である外国人が漁業を行うことはできないこととなっています。そのため、例えば外国法人の子会社である日本法人が個別漁業権を取得したうえで、日本人及び漁業を目的とする在留資格で在留する外国人により養殖業を操業する場合は外規法に抵触しないということになります。

次のページ（P 5 7）をご覧ください。どういった場合に外規法の適用により漁業を行えないこととなるのかをまとめた表です。内容は先ほどご説明したポイントのとおりですが、視覚的にまとめたものとなっています。

議 長 ただいまの報告にご質問はありますか。

議 長 次に、②の「令和 7 年度海区漁業調整委員会等の開催状況及び今後の予定」事務局から説明してください。

事務局長 議案書の 5 9 ページをご覧下さい。

まず、1 番目の連合海区漁業調整委員会です。

周防灘三県連合海区については、8 月に開催した第4回委員会の際にご報告済みですので割愛させていただきます。

次に、豊予連合海区が 9 月 2 日に臼杵市で開催され、本庄副会長他 4 名の委員が出席いたしました。まき網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業の協定及び覚書が無事締結されております。

続いて、伊予灘連合海区が 9 月 5 日に開催されています。台風の影響を考慮し、急遽WEB会議形式となりました。近乗委員他 3 名の委員が出席いたしました。小型底びき網やたこつぼ、たる流し、きす流し刺網、ごち網のそれぞれの委員会指示につきましては、例年と同じ内容で問題なく承認されております。

4 つ目の大分・宮崎連合海区が 10 月 8 日に佐伯市で開催さ

れ、本庄副会長他 3 名の委員が出席しました。まき網漁業の相互入会に関する協定について、例年と同じ内容で問題なく承認されております。

続きまして 2 番目、広域漁業調整委員会です。

太平洋広域漁業調整委員会が東京で 1 月 4 日に開催され、濱田委員がウェブで出席いたしました。委員会では会長職務代理者の互選が行われたほか、クロマグロ遊漁に関する届け出制にかかる委員会指示等について審議されました。

次に瀬戸内海広域漁業調整委員会が 1 月 14 日に神戸市で開催され、本庄委員が出席いたしました。太平洋広域漁業調整委員会と同じく、会長職務代理者の互選が行われたほか、クロマグロ遊漁に関する届け出制にかかる委員会指示等について審議されました。

なお、両広域漁業調整委員会については、例年どおり 2 ～ 3 月に次回の開催が予定されておりまますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして 3 番目、全漁調連ブロック会議です。

九州ブロック会議ですが、10 月 30 ～ 31 日に当県で開催いたしました。ご参加いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

会議では、各海区からの要望事項等が承認されました。なお、来年度は鹿児島県での開催が予定されております。

西日本ブロック会議ですが、1 月 6 日に高知市で開催され、畠中委員が出席いたしました。各海区からの要望事項等が承認されました。また、情報交換として外国人の遊漁に関する指導等について意見が交わされました。来年度は香川県での開催が予定されております。

最後になりますが、4 番目の大分海区漁業調整委員会の今後の予定です。第 6 回委員会を 1 月 8 日、第 7 回委員会を 2 月、第 8 回を 3 月に開催する予定です。主な議題につきましては、資料に記載のとおり例年同様の内容を予定しております。

各種会議等についての報告は以上です。

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

議 長

これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

皆様本日は誠にお疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は12月8日を予定していますのでどうぞよろしくお願ひします。

以上、第23期大分海区漁業調整委員会第5回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和7年11月17日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員